

○議長（菊地恵二君） 三十一番庄田圭佑君。

〔三十一番 庄田圭佑君登壇〕

○三十一番（庄田圭佑君） 自由民主党・県民会議の庄田圭佑でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い大綱二点質問させていただきます。

大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けてについて、お伺いいたします。

七月十五日から続いた大雨は、本県に甚大な爪痕を残しました。ここ数年来、平成二十七年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風など、県内における豪雨や大雨による被害は頻発しております。これまでも、議会質問等を通じて、防災力の強化の観点で河川整備などを訴えてきましたが、線状降水帯による短時間で局地的な大雨が増えてきていることを踏まえれば、これまで以上に自然災害に強い県土を目指していく必要があります。こうした中、今議会にはみやぎ発展税の用途をこれまでの震災対策から災害対策にその幅を広げる条例改正案が上程されています。防災力向上の観点では歓迎すべきですが、超過税率を納める法人にとっては、当初の趣旨から離れる利用目的になることをどう受け止め、それについて県はどのように対応しているのか、お伺いいたします。

また、災害対策の示す災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害と伺っておりますが、使途対象の考え方として実際の被災箇所や河川整備等のハード整備への活用や被災するおそれのある箇所などへ未然予防的な視点で活用するという認識で良いのでしょうか。この点、災害対策の使途対象について、どのように考え、具体的にどういった事業への活用を想定しているのか、お伺いいたします。

私の地元の七北田川に目を転じますと、関東・東北豪雨以降、水位周知河川の指定を受け、令和二年には河川整備計画が改定されました。新たな計画により、赤生津大橋から上流域区間で築堤や河道掘削などが進められ流下能力が向上し、浸水被害対策が進むものと期待しております。一方で、梅雨や台風シーズンを迎えるたびに七北田川流域の皆様からは、整備計画の進捗状況や堆積土砂の撤去、支障木伐採などの御要望を多くいただきます。そこで、改めて確認いたしますが、現在県が進めている七北田川上流域の河川整備の進捗状況及び今後の見通しについて、お伺いいたします。

1 さて、今年四月から成年年齢が十八歳に引き下げられました。この改正で、これまで未成年者取消権により保護されてきた高校生を含む十八歳、十九歳がその対象から漏

れることとなり、悪意のある組織や人によって知らぬ間に犯罪に巻き込まれることや消費者被害に遭うリスクが極めて高くなることが予想されます。私は、成年年齢下げも踏まえ、消費者被害を防ぐには消費者教育の中でも、特に金融経済教育、金融リテラシーの強化が必要であると訴えてきました。高校では、今年度から新学習指導要領に基づく新科目、公共や家庭科の授業で本格的に金融経済教育が始まり、成年年齢下げに伴う対策にも取り組まれています。こうした動きを歓迎する一方、金融経済教育に携わる人材不足や実際の教育現場を預かる教員が何をどうやるのか手探り状態にあるということ、議会で指摘させていただき、教育長は「教員研修の充実に努め、実践的な指導力の向上を図る。」と答弁されております。そこで、これまでどのように実践的な指導力について、お伺いいたします。

金融広報中央委員会では、金融経済教育を「お金や金融のさまざまな働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」と定義しています。この教育には、単なる金融サービスの利活用のみならず、多重債務や金融犯罪からどう身を守るかというようなことも包含され、例えば、高齢者が被害の大半を占める特殊詐欺対策にも資するものと考えます。本県の特殊詐欺被害額をみると、令和三年度は二百八十件、四億四千万円、令和二年度の百八十件、二億八千万円から被害額が大きく増加しております。また、先日公表された二〇二二年度の金融リテラシー調査での本県順位は四十位と相変わらず低位の状況にあります。そこで、特に高齢者を対象とした県の金融経済教育推進を強く望むところであります。高齢者は、自身の年金収入を中心とした生活管理に加え、認知機能低下や相続等の問題も踏まえながら、適切なライフプランを構築する必要があるため、一般社会人よりも高度な金融リテラシーが求められます。しかし、学校のような教育施設がないことも課題としてあります。金融経済教育について宮城県消費者教育推進計画の取組を見ると、高齢者に対しては消費者被害を防ぐ啓発活動や消費生活講座、家族やサポーター制度充実などによる見守り体制構築が中心となっています。肝心の金融経済教育に関する記載については、学校教育が中心であり、高齢者に該当しそうなものは、広報誌の発行、教材やパンフレット

の作成・配布、ビデオ・DVDの貸出し等により、金融、金銭教育の普及を図る項目程度で、充分とは言い難いものであります。この点を踏まえれば、高齢者に対する金融経済教育の更なる強化に向けて、これまでの普及啓発活動にとどまらず、高齢者自身が必要な金融リテラシーを獲得し、適切に運用する力を養成することが必要です。そして、こうした知識定着には、啓発活動や消費生活講座のようなインプットのみならず、消費生活サポーターとしての活動や資格試験などのアウトプットが重要だと考えます。高齢者に対する金融経済教育強化に関して県の見解及びアウトプット型の取組を行っていくことについて、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

本県では、県民一人一人が犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちの実現を目的に、第四期となる犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画を令和三年三月に策定しております。大変すばらしい理念ではありますが、この計画に連動する主な基本計画の中には、金融リテラシー強化をはじめ、消費者被害対策に取り組む宮城県消費者教育推進計画が漏れている点が残念でなりません。金融犯罪被害を防ぐという観点で、消費者教育推進計画との連動は極めて重要と認識しておりますが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画における消費者教育推進計画の位置づけ、連動についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症は落ち着きを見せ始めておりますが、令和三年に国が実施した新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査では、自身で学費や生活費を賄う単身世帯の大学生や短大生、高等専門学校生を含む学生等が困窮する事例が増加しており、令和二年度に大学を中途退学した理由は、経済的困窮が一六・七%となっております。また、宮城県内の団体が大学生を対象に行った調査においても、家庭からの仕送りが減少するなどして二割程度の学生が経済的理由による中途退学を検討したと回答しております。今日では、物価高も加わって、このような経済的に困窮する学生等が増えている可能性もありますが、中途退学することなく社会に巣立てるよう、引き続き修学機会を保障する必要があります。国では、二〇二〇年度から生活保護受給世帯など経済的に困窮する学生等について、授業料の減免や返済不要の奨学金を支給する修学支援新制度をスタートさせたほか、生活保護世帯と同居して通学し

ている場合は、その分の住宅扶助額を減額しないなどの措置を講じ、学生等への支援制度を拡充させてきています。ところが、それでも学生等が生活に困窮し、生活保護を受給すべき状況にあっても、現在の生活保護制度では学生等はその対象から外れてしまします。更に、学生等自身が進学後に虐待被害者となり、親元から避難する場合には十八歳以上であるため、児童相談所や児童養護施設などの施設や支援制度が利用できず、修学継続は極めて困難になります。県では、こうしたセーフティネットから漏れる学生等の現状認識と課題について、どのように捉え、どう対応しているのか、お伺いいたします。

国の支援制度は拡充されてきましたが、現実には、進学後に奨学金を申請する在学採用、家計急変に伴って申請する緊急・応急採用のいずれも、申請から支給までに数か月時間を要するため、学生等が進学後に保護者から虐待を受けて避難した場合に、支援制度をすぐに利用するのは難しいのが実態です。また、親元を離れアルバイトなどを借りるにしても、アルバイト程度の収入で審査が通るとは到底考えられません。横須賀市では、虐待で保護者から避難した十八歳、十九歳の学生等を対象に月額七万円程の生活費と通学交通費を最長一年半支給する独自の支援策を今年四月から実施しております。

この点、これまで制度のはざままで支援が漏れていた学生等へのセーフティネットが構築され、大変歓迎すべき施策と捉えております。新・宮城の将来ビジョンでは社会全体で支える子ども・子育てを基本方針に定めています。宮城で活躍する人材を社会へしっかりと送り出すという観点では、横須賀市同様に学生等への更なる支援が必要です。例えば、県営住宅の単身入居要件を緩和する、次世代育成・応援基金を活用して支援するといったことが考えられます。県として、進学後に虐待を受け、親元を離れた学生等への支援強化を具体的に検討する必要があると考えます。知事の見解をお伺いいたします。

さて、昨年十二月に大阪府で二十六人が犠牲となった病院放火殺人事件が起きたことは記憶に新しいところです。この事件は、孤立や貧困を極めていた当該病院に入院する患者が起こしたと見られ、容疑者は意識が回復しないまま死亡しました。この事件に對しては、自らの自殺願望に他者を道連れにする拡大自殺だったとの見解が示されています。他に拡大自殺によるものとされる事件の例としては、池田小学校の児童殺傷事件や秋葉原通り魔事件、京王線死傷事件等があります。本県では、昨年十一月の登米市内

の認定こども園に刃物を持った男が侵入した事件や今年七月の仙台市太白区の女子中学生への切り付け事件があります。犯人は「自殺はできない。最低二人は殺さないと死刑にならない。」「刑務所に入るためにやった。」という供述をしており、身勝手極まりない動機が明らかになっています。これらの事件は、拡大自殺願望のある人がいる限り、どこにいても誰もが被害に遭う可能性があるものです。この点、県立学校等に通う児童・生徒の身の安全確保を考えれば、学校現場における対策が必要です。例えば、高校では各学校がそれぞれ警備業務を発注しております。この業務は、保安要員というよりも部室等の鍵の授受、施錠確認業務が主たる目的で、侵入者があった場合における生徒の安全確保については教職員が対応するということを伺っております。しかし、教職員が手薄になる早朝や夜間に問題が起こった場合、警備員が生徒の安全を確保することができるとは、場合によっては、入札要件に警備実績や資格などを課す必要もあると考えます。そこで伺いますが、学校の警備業務の基本的な位置づけと課題認識、今後の対応について、お伺いいたします。

その他にも、不特定多数の人が出入りする施設の安全確保も考える必要があります。昨年の東京オリンピックでは、不審者事前検知システムが導入されています。このシステムは、入場者の精神状態を自動分析し、犯罪の可能性がある人物などを事前に検知するシステムです。このシステムは、犯罪の抑止力の強化はもとより早期解決や薬物による被害防止効果が得られるものであります。しかも、このシステムは、その場の来場者の生理現象をチェックするだけなので、犯罪歴等とのデータ照合もなければ、データを保存することもないので、人権を侵害するおそれは低いものと考えます。実際の運用では、検知された人に声をかけ、何か困っている場合にはサポートすることで満足度向上につながるかもしれませんし、自殺や犯罪を起こそうとしている場合には未然に防ぐことにつながります。このように、自殺や犯罪の未然防止や県民満足度向上という視点で、県庁や不特定多数の県民が出入りする県有施設に、先に述べたような精神状態を自動分析するシステムを持った防犯カメラの設置検討を進める必要があると考えます。県の見解をお伺いいたします。

拡大自殺を防ぐために必要なことを精神科医に伺ったところ、孤立させない取組も必要との見解でありました。孤立する要因には、本人の他責思考に加え、各種依存症に

よって周りの理解が得られず孤立するケースもあり、依存症を防ぐことも必要です。また、依存症は孤立の病と言われていることも踏まえ、大綱二点目、みやぎ健民づくりについて、お伺いいたします。

WHOは、依存症を精神疾患として「精神に作用する化学物質の摂取や、快感・高揚感を伴う行為を繰り返し行った結果、さらに刺激を求める抑えがたい渴望が起り、その刺激を追及する行為が第一優先となり、刺激がないと精神的・身体的に不快な症状を引き起こす状態」と定義しています。依存症は、アルコールや薬物の物質への依存、ギャンブルやゲーム等のプロセスへの依存に分類されます。また、類似した病態として、クレプトマニア、摂食障害、性嗜好障害、性依存症、パラフィリア等が挙げられます。我が国での、アルコールやギャンブル等依存と思われる患者数はそれぞれ約七十万人も推計され、ギャンブル依存については病気としての認知度が低いことが問題視されています。また、依存症は、うつ病、家庭内不和、多重債務や貧困といった経済問題、虐待、自殺、犯罪などを引き起こすこともあり、対策が必要です。こうした状況から、国は二〇一四年のアルコール健康障害対策基本法の施行を皮切りに、二〇一六年に再犯の防止等の推進に関する法律、二〇一八年にギャンブル等依存症対策基本法等を施行しています。本県では、二〇一九年にアルコール健康障害対策推進計画、宮城県薬物乱用対策推進計画第五期を策定し、アルコールや薬物依存対策として県保健所や精神保健福祉センター等での啓発活動や面接相談に取り組んでおります。一方、ゲーム依存については、WHOが定める国際疾病分類の一つに認定されて間もないこともあり、国の法律も整備されておらず、国内では香川県でネット・ゲーム依存症対策条例が制定された程度にとどまっております。そこでお伺いいたしますが、本県におけるゲーム依存患者への支援体制についてどのように考えているのかお示しくください。

また、ギャンブル等依存症対策基本法では、都道府県のギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定する努力義務を課しておりますが、本県では未策定の状況にあります。今後の支援強化を考えれば、計画策定を具体的に考える必要があります。県の見解をお伺いいたします。

さて、近年特に十代の間で多幸感を求め、精神的苦痛から逃れるために、市販薬などを乱用するオーバードーズが増加し、問題視されております。国立精神・神経医療研

究センターが行った全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査において、治療を受けた十代患者の主たる薬物の推移を見ると、二〇一四年調査では危険ドラッグが四八%を占めた一方、市販薬はありませんでした。その後、危険ドラッグは取締り強化によって激減し、代わりに市販薬が年々増加し、二〇二〇年調査では五六・四%を占めています。市販薬とはいえ、鎮咳薬などには麻薬に似た成分が含まれており、乱用によって眠気が生じる、服用をやめるとうつ状態になるほか、内臓へ大きな負担がかかり、致死性の不整脈や肝機能低下が起こり、死に至るケースも少なくありません。また、市販薬乱用の特徴として、依存症候群の割合が多く、一度依存してしまうとなかなか自身で離脱することは難しくなります。こうした乱用者の中には社会的に孤立している人、希死念慮や自殺企図がある人も多いと見られており、適切な医療支援につなげていくことが必要です。本県では、宮城県薬物乱用対策推進計画第五期を策定し、薬物依存症対策に当たってはいますが、市販薬乱用に関する記述はありません。先に述べたように十代の薬物依存の実態を鑑みれば、推進計画の次期改定に合わせて市販薬乱用対策を盛り込む必要があると考えます。オーバードーズの現状認識と併せてお伺いいたします。

私は、以前国の統計調査から、産褥婦の自殺率が高く、その要因の一つとして子育てへの不安やストレスによって生じる産後うつがあると指摘させていただき、県内市町村での産後うつ支援の強化を求めました。特に、周産期のうつ病は、一般のうつ病の症状に加え、赤ちゃんへの過剰な心配や無関心が表れ、産後うつが長引くほど母子関係や子供の発達に影響が出るため、家族のサポートや早期発見・治療が必要です。本県では、これまで市町村職員向けの研修や支援体制の構築に努めつつ、産婦健康診査事業や産後ケア事業に取り組む市町村が増えるよう働きかけているものと承知しております。他方、近年着目されている男性の産後うつに対する支援も必要です。国立成育医療研究センターの調査では、一歳未満の子供を持つ二人親世帯三千五百十四世帯の分析から、父親の精神的不調リスクは母親とほぼ同水準で、夫婦のいずれか、もしくは両方が同時期に精神的な不調のリスクありと判定された世帯はそれぞれ一五・一%、三・四%と示されています。昨今では、父親も家事・育児をすることが当たり前という社会的な価値観が浸透しつつあり、十月からは育児休業制度が改正され、育児休業の分割取得や出生時育児

休業、産後パパ育休が新設されます。こうした社会的な意識変革期にある中、父親も育休を取得すべき、育児時間を増やすべきといった論が先行し、実際に育児に携わる父親をサポートする視点が欠けているのが実情であります。国は、二〇一九年十二月に、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、成育基本法を施行しました。この法律の目的は、成長過程にある子供及びその保護者並びに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することであり、同法第六条には国や地方公共団体が保護者に必要な支援を行うことが明記されています。そこで、産婦健康診査事業や産後ケア事業の県内の取組状況と父親の産後うつなどの支援体制についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

さて、二〇二二年二月には、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針が策定され、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアの実施などの支援を求める者や支援が必要と認められる成育過程にある者に対して適切に支援を実施するなど、需要に適切に対応した切れ目のない支援体制を構築することが示されています。プレコンセプションケアとは、女性やカップルに将来の妊娠のための健康管理を提供する取組です。若い世代の男女の健康を増進させ質の高い生活を送ること、将来より健康になること、より健全な妊娠・出産の機会を増やし、次世代の子供たちをより健康にすることを目的としています。例として、私が前回質問で提言させていただいたAMH検査導入などが挙げられます。本県では、みやぎ21健康プランやみやぎ子ども・子育て幸福計画を策定し、健康づくりや子育て支援などの施策を展開しておりますが、担当課に伺ったところ、プレコンセプションケアの概念に基づく施策は実施していないとのことでありました。こうした県の状況と成育基本法を踏まえ、プレコンセプションケアを県の各種計画に盛り込み、若い男女の将来の妊娠に向けた健康づくりの環境構築が必要と考えます。知事の御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 庄田圭佑議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けての御質問にお答えいたします。初めに、みやぎ発展税の用途を災害対策に拡大することについてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ発展税は、富県宮城の実現と、人と自然が調和した美しい安全な県土づくりに向けた取組を充実・加速させるため、平成二十年三月に導入し、これまで課税期間を二回延長した上で現在に至っております。このうち、美しく安全な県土づくりについては、大規模地震発生時の経済活動や県民生活等への影響を最小化する、事前防災の観点で施策を展開するという、みやぎ発展税導入時の考え方に基づいて、震災対策の加速化を図ってまいりました。この考え方を踏襲しながら、今回の延長に当たっては、地震を含めた多様化・激甚化する自然災害への対策に、みやぎ発展税の用途を拡大する必要があると判断したものであります。この方針につきましては、経済団体や市町村等の関係者にも説明を行っており、皆様からは趣旨に賛同する御意見をいただいております。

次に、災害対策の対象についての考え方と活用事業についての御質問にお答えいたします。

災害対策につきましては、近年様々な自然災害により大きな被害が発生していることから、大規模地震に加え風水害などの自然災害についても、被害の最小化に向けて産業活動基盤の強化や防災体制の整備を進めていく必要があると考えております。活用事業につきましては、従来から行ってきた避難所となる学校等の耐震化に加え、台風や豪雨による土砂災害に備えた輸送路の強靱化や企業の防災力向上に向けた取組などを想定しており、今後の予算編成過程を通じてその具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、みやぎ健民づくりについての御質問にお答えいたします。

初めに、ギャンブル等依存症対策推進計画の策定についてのお尋ねにお答えいたします。

9
ギャンブル等依存症は、多重債務など金銭的問題だけでなく、家庭内不和や犯罪など社会生活にも支障を来す深刻な課題であると認識しております。県では、各保健所及

び精神保健福祉センターにおいて、ギャンブルを含めた依存症の相談に対応しており、更に、同センターでは相談拠点として家族教室の開催や民間団体への講師派遣なども行っているところがあります。対策を一層進めるためには、関係事業者の協力も必要となりますことから、法に基づくギャンブル等依存症対策推進計画について、関係機関や専門家等の御意見を伺いながら、来年度中に策定し、令和六年度より実施できるよう作業を進めてまいります。

次に、市販薬の乱用防止対策についての御質問にお答えいたします。

近年、我が県でも十代の若者を中心に市販の風邪薬等を多量に服用する、いわゆるオーバードーズに関する事案が増加しており、健康を害する事例もあるなど、重要な課題であると認識しております。オーバーは超える、ドーズは服用量、量のことだそうで、量を超えるということです。これまでも、小中高校等を対象に講師を派遣して防止教室を開催し、市販薬も含めた薬物乱用の危険性等について指導しているところであります。しかしながら、現行の宮城県薬物乱用対策推進計画第五期では、市販薬を明確に位置づけた記載となっております。また、学校での相談体制や薬店、お薬屋さんでの販売時の対応も重要なポイントと考えておりますので、令和六年度からの次期計画において検討してまいりたいと思っております。その際に反映をさせていただきたいと思っております。

次に、産婦健康診査事業などの取組状況や父親の産後うつなどへの支援についての御質問にお答えいたします。

産婦健康診査事業は、今年度から全市町村で実施されております。産後ケア事業は、令和六年度末までの全国展開が目標とされており、実施市町村数は、昨年度から五つ増え、二十八となっております。産後の母子を支援する取組は着実に進んでいるものと認識しております。一方、御指摘のとおり出産や育児への父親の積極的な関わりが期待される中、父親の産後うつも課題となっており、母親への支援に加え、父親への支援を行うっていくことは大変重要と認識しております。今年度から塩竈市が国庫補助メニューを活用して、父親の相談支援や父親同士の交流会などを実施しておりますが、県といたしましても研修や会議を通じて、支援の実施を各市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀真幸君。

〔総務部長 志賀真幸君登壇〕

○総務部長（志賀真幸君） 大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けての御質問のうち、精神状態を自動分析するシステムを搭載した防犯カメラについてのお尋ねにお答えいたします。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止等に効果が期待されるなど、県民の安全・安心を確保する上で非常に有用なものと認識しております。県行政庁舎等の施設においては、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、プライバシーの保護に配慮しつつ、防犯カメラの適正な設置運用を図ることにより、施設管理や防災対策、事故防止等とともに、警備員の巡回と併せて、犯罪の未然防止等に努めているところであります。今後、防犯カメラの更新に当たっては、センサーや画像認証等を活用した対象の分析など、新たな技術の動向を踏まえながら必要な機能を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けての御質問のうち、高齢者に対する金融経済教育についてのお尋ねにお答えいたします。

高齢者に対する金融経済教育を含む消費者教育については、消費生活センターの消費生活相談員が実際に寄せられた相談事例を基に高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルを紹介する出前講座やラジオ広報、新聞広告等を行っており、高齢者の消費者被害防止を主目的とした取組が多い状況にあります。近年、消費者被害の未然防止のみならず、金融経済教育への関心やその重要性が高まっていることから、県としましては県内の官民で構成する宮城県金融広報委員会による金融・経済講演会の開催や、金融アドバイザーによる出前講座などを行っているところですが、今後も、高齢者への金融経済教育の実施に当たっては、状況の変化に応じた内容となるよう工夫してまいります。また、御提案のありました取組については、消費生活サポーター制度の在り方も含め、今後検討してまいります。

次に、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画における消費者教育推進計画の位置づけや連携の在り方についての御質問にお答えいたします。

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画では、県民一人一人が、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちを実現することを目標とし、普及啓発や人材育成、環境整備などの取組を総合的に推進することとしております。消費者教育推進計画については、本計画の主な関連計画として明示はしておりませんが、推進項目の一つであるオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害防止の中で、学校、家庭等と連携した消費者教育など、消費者教育推進計画に掲げる取組を位置づけているところです。安全・安心なまちづくりにとつて、消費者教育は重要な要素の一つであり、双方の計画は密接な関連があることから、引き続き計画の実施状況や成果を共有しながら効果的な推進を図るとともに、次期改定の際には、消費者教育推進計画を関連計画として位置づける方向で検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けての御質問のうち、高等教育の修学継続に関して、支援制度のはざまに置かれる学生の対応状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

現状では、大学等に修学する学生のいる世帯が引き続き生活保護を受けるには、世帯分離をすることになります。そのような事情で世帯分離をしている方は、現在仙台市を除いて十四名いる状況です。修学支援制度の面では、令和二年度から高等教育修学支援新制度が実施されており、加えて今年の七月には虐待等により親元から避難した大學生等が生活に困窮した場合、奨学金等の申込みが随時可能となり、また申請から支給までの期間が短縮されるなどの制度の運用が開始されております。生活保護制度の面では、平成三十年度から生活保護世帯の子供が大学等に進学する場合には、進学準備給付金が支給されております。県といたしましては、関係機関と連携の上これらの支援制度を必要としている方々に周知徹底を図り、経済的に困窮する学生の修学機会の確保に努

めてまいります。

次に、高等教育への進学後に虐待を受け、親元を離れた学生等に対する支援についての御質問にお答えいたします。進学後、虐待等により父母等の元から避難した学生に対する支援は重要であると考えております。このことから県では、虐待に限らず生活に困窮している場合、自立相談支援機関において相談を受けることができ、相談の内容により衣食住等の日常生活に必要な支援を受けられる仕組みも整備しております。また、児童相談所が必要と認める場合には、十八歳以上でも大学等に在学している期間、自立援助ホームへの入所が可能となっております。今後支援が必要な学生の状況に応じ、このような仕組みで適切に対応してまいります。

次に、大綱二点目、みやぎ健民づくりについての御質問のうち、我が県のゲーム依存症患者への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

平成二十九年に行われた厚生労働省研究班の全国調査によると、推定九十三万人の中高生がネット依存の疑いがあるとされ、平成二十四年の同調査の結果の五十二万人と比較して増加しております。ネット依存患者の約七割がゲーム依存とする調査もあるなど、ネット依存、ゲーム依存、ともに大幅に増加しており、健康面のみならず学業や仕事の面、更には家族や交友関係などに及ぶ大きな問題であると認識しております。県では、依存症対策として各保健所や精神保健福祉センターでゲーム依存を含め相談に応じておりますが、その中での当該相談件数はここ数年で約十件程度となっております。国では、令和二年から関係省庁や関係機関で構成するゲーム依存症対策関係者会議を開催し、課題や対策の共有などの取組を始めたところですが、県といたしましても、関係機関と連携しながら啓発や相談などの体制を充実させてまいります。

次に、将来の妊娠に向けた健康づくりの環境構築についての御質問にお答えいたします。

若い世代が自身の身体への健康意識を高め栄養や食生活を意識するとともに、将来のライフプランを考え、早い段階から妊娠や出産に関して正しい知識を持つことは大変重要と認識しております。そのため、県では高校生や大学生のためのライフプランセミナーの開催や、高校生向けにライフプラン形成に役立つ冊子を作成・配布し、妊娠・出産の正しい知識のほか、プレコンセプションケアに関連するものとして、将来の体づく

りにつながる食事などについて普及啓発を行っているところです。今後、他県の取組や専門家の意見なども参考にしながら対応を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けての御質問のうち、七北田川上流域における河川整備の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねにお答えいたします。

七北田川上流域については、度重なる浸水被害を踏まえ、令和二年度に赤生津大橋から冠橋までの十四キロメートル区間を河川整備区間に位置づけ、このうち下流側の赤生津大橋から実沢大橋までの六・五キロメートル区間を国の補助事業である大規模特定河川事業により重点的に取り組んでおります。これまで、流下能力の確保を図るため、先行して河道掘削工事を実施しているほか、築堤や護岸、橋梁などの設計を進めてきたところでございます。今年度は、四月に地元説明会を開催した後、現地測量を行うとともに、来年度からの用地買収に向け、土地境界の立会い等を実施しております。県といたしましては、地域の皆様が安全に安心して暮らせるよう、引き続き丁寧に説明しながら、事業推進をしてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、県民の安全・安心の確保に向けての御質問のうち、金融経済教育についてのお尋ねにお答えいたします。

成年年齢引下げに伴い、高校生段階で社会人として経済的自立を図るための知識や技能を身につけることが必要となっており、現在、公民科や家庭科の教科を中心に、家計管理や資産形成などの授業等に取り組んでいるところです。このような状況を見据えて、これまで県教育委員会では初任者研修において全ての初任者に対して消費者教育に関する講義を実施するほか、環境生活部と連携し消費者教育を担当する教員を対象とした金融広報アドバイザーなどによる研修会の受講を進めるなど、教員の指導力向上に取

り組んでまいりました。今後、更に生徒たちの金融リテラシーを育成するためには、効果的な学習教材の開発や教員の実践的な指導力の更なる向上が必要であると認識しており、金融機関や金融庁等の外部機関と連携し外部講師による授業等を取り入れるとともに、各学校における優れた実践事例を研修会等を通して普及を図るなど、金融経済教育の充実に向けた支援を進めてまいります。

次に、学校の警備業務についての御質問にお答えいたします。

近年、生徒の安全を脅かす様々な事案が顕在化する中、学校と地域や関係機関が連携し安全体制を構築することが重要であり、各県立学校においては危機管理マニュアルに基づき生徒等の安全確保を図っているところです。こうした安全確保対策の一環として、教職員の勤務時間外の訪問等の鍵の管理や敷地内の巡回、緊急事態発生時における関係機関への連絡・通報などについて警備業務の委託を行っております。今後、社会情勢の変化等も踏まえながら、生徒の安全をしっかりと確保できるような警備業務の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 三十一番庄田圭佑君。

○三十一番（庄田圭佑君） 再質問させていただきます。まず、知事からギャンブル等依存症の計画を策定していくという答弁がありました。非常にありがたいなと思っております。私の同級生で精神科医をしている人がいまして、彼と、孤立を防ぐために、やはり依存症対策も必要でしょうといった話をする中で、今回県のいろいろな依存症対策を見させていただいて、どうしてもギャンブル依存のところは漏れていると。ゲーム依存についても、まだWHOで疾病認定されて日が浅いということで、今回聞かせていただいたというわけでございます。少しずつ依存症対策、県の取組が前進することは大変ありがたいなと思っております。オーバードーズの件も、薬物乱用のほうに盛り込んでいくような御答弁だったかと思うんですけども、やはり市販薬なので別に違法でも何でもなくて、その医者が言うには、肌感覚として患者は多いんだろうけれども顕在化してこないというのを問題として指摘していたわけでございます。やはりそうすると、伊東教育長にちよっとお尋ねしたいわけでございますけれども、これまでもヤングケアラーの認知などどうなっているのかという質問などさせていただきました。学校現場にお

けるオーバードーズ、学校の先生に御負担をかけるのは大変恐縮でございますけれども、やはり学校の先生、あるいは保健室の先生やスクールカウンセラーなど、そういった方々の協力をいただきながら、しっかりとした対応が必要かと、現場での状況把握というのが必要かと思えます。この点について、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 県立の学校におけるオーバードーズの事案ということでは、各学校で家族と連携しながら、事案が発生した場合についてはその内容について把握しながら、より適切な対応ができるようにということで対応し、また、それについては、県の教育委員会にも報告が来ているという状況でございます。学校として、そういう状況が起こった場合に、医療機関も含めて専門家と連携しながら対応していくということがとても大事だと思っておりますのと、それから学校現場からすると、やはりそういうことになった子供たちの状況についてしっかりと把握して、学校として家庭と連携しながらどういう対応ができるのかということをお個々に検討していくことが大事だと思えます。子供たち一人一人の状況をしっかりと把握することが最も大事だと思いますので、学校でそういう対応ができるように県教育委員会としても努めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 三十一番庄田圭佑君。

○三十一番（庄田圭佑君） ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。学校の先生に、保護者の方からもいろいろなことをやってくれという要望がかなりいつていることは私も承知しておりますが、しかし、オーバードーズになる生徒さんというのは割と真面目な方が多いと。やはり家庭の中で息苦しさを感じていたり、あるいは学校の勉強が非常にストレスだとか、そういったことから逃げるためにどうしても市販薬に手を出してしまうということがあるようでございますので、しっかりとフォローしていただきたいと思えます。依存症関係で、厚生労働省から都道府県に一つ若しくは複数医療機関を指定しなさいという通達が出ています。その通達を受けて、宮城県では指定医療機関ということで東北会病院さんを指定しているというのが現状でございます。今、宮城県は一つだけ指定しております。果たしてこれで本当にいいんだろうか。もしかしたら二次医療圏に一つぐらいずつあったほうがいいのではないかと思うわけでございま

すけれども、その辺り県のお考えはいかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） ただいま議員から御紹介ありましたように、県では東北会病院さんを拠点として指定しております。実際に対応できる体制、それから専門性などの問題もありますので、拡大については関係者とよく協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十一番庄田圭佑君。

○三十一番（庄田圭佑君） ぜひ、検討を進めていただきたいと思えます。先ほどギャンブルやアルコール依存の患者の推計が七十万人というお話をさせていただいたんですが、ちよつと逆だったかもしれません、その数年前の統計だとアルコール依存が三百万人でギャンブル依存が百万人などというデータもあるんですよ。今回どっちのデータを原稿に盛り込むかと考えた際、やはり最新のデータで盛り込んで話そうかなと思っただんですが、しかしその七十万人というところの更にもっと後ろに、もっと多くの患者がいる可能性があるわけでございます。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、鬱になったり、自殺したり、犯罪を起こしたり、貧困になったりなどいろいろな問題が起こるわけでございますから、いろいろな方が救われるような体制をしっかりと構築していただきたいと思えますが、この点、知事の思いをもう一度確認させていただきたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常に重要な御指摘だと思います。これから人口が減る中でそういうった依存症になることによって、社会活動がすっかりできなくなってしまうということは県として大変大きな損失だと思えますので、そういうったようなものを防げるように全力を尽くしていきたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十一番庄田圭佑君。

○三十一番（庄田圭佑君） 新・宮城の将来ビジョンにも誰一人取り残さない県政を目指すということで書いておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと重ねてお願いしたいと思います。それと、父親の産後うつのお話を再質問させていただきますが、ファザーリングジャパンの代表理事の方とせんだって意見交換させていただきました。

私も同じような考え方だったんですが、やはり育児に携わる男性というのがどうしても社会的に孤立してしまうと。例えば、奥さんが妊娠をして、出産をして、保育園に入るなり、幼稚園に通わせるようになります。初めて幼稚園にお父さんが連れていったりするとそこで社会のつながりができるといような指摘をいただいたわけでございます。今、オンラインでやっているの、実際私も母親学級に参加させてもらったりしたのですが、やはり男性の方は少ないし、お母さんの体調はこうですよ、お子さんはこうですよ、産後一か月ぐらいはお父さんにサポートしてもらって下さいねという話はあるんですけど、その育児をサポートする父親向けの支援、考え方、サポートする父親をサポートする情報の提供がほとんどないですよ。やはりこういうところを、足らざる部分を補っていくということも私は必要だと思っております。先ほど塩竈市の事例を踏まえながら、県内に広めていくというお話ありました。市町村ごとの取組はもちろん重要だと思えます。それとあわせて、やはり父親の、育児に携わる方のネットワークのようなものをつかりと構築していく必要もあるのではないかと、私は認識しておりますけれども、この点県の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 御質問いただきました父親の育児のサポート事業という意味では、今年度から塩竈市さんが初めて取り組んでいるわけで、もちろんその横展開として各市町村の会議等の場で取り上げたいと思えます。また、社会の機運醸成づくりという意味では父親の育児休業の取得など全庁的に、部局横断的に取り組んでおり、民間企業との連携も含めてしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（菊地恵一君） 三十一番庄田圭佑君。

○三十一番（庄田圭佑君） しっかりとお願いしたいと思います。それと防犯カメラのお話でございます。画像認証など必要な機能等を研究していきたいという、ゼロ回答なのかと思っておるわけでございますけれども、画像認証となると本人を特定するんですよ。となると、ガイドラインにもプライバシーの話が書いてありますが、やはりこれはプライバシーの問題が出てくるのかと。今回私が提案させていただいているのは、あくまで、その場の生理現象を認知してどうかという判断をするというものでございますので、プライバシー侵害にも当たらないだろうということで、提案させていただいて

いるものでございます。お金がかかる話なので、しっかりと検討していただきたいと思いますが、もう一言お願いいたします。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀真幸君。

○総務部長（志賀真幸君） ありがとうございます。様々な機能を持ったものが出てきていると思いますので、御提案も含めて費用対効果などを見ながらよく勉強してまいりますと考えております。